

教育委員会会議録

(定例会)

平成29年6月22日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---------|--------|--------------------|-------|--|
| 1 | 期 | 日 | 平成29年6月22日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 大谷幸男 | |
| | | | 委員長職務代理者 | 石田有世 | |
| | | | 委員 | 平澤奈古 | |
| | | | 委員 | 野上武利 | |
| | | | 委員 | 武田ちあき | |
| | | | 教育長 | 稲葉康久 | |
| 5 | 議場 | に出席した者 | | | |
| | | | 副教育長 | 細田眞由美 | |
| | | | 理事 | 久保田章 | |
| | | | 管理部長 | 矢部武 | |
| | | | 学校教育部長 | 平沼智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 竹居秀子 | |
| | | | 中央図書館長 | 利根川雅樹 | |
| | | | 管理部参事兼教育総務課長 | 西林正文 | |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 渡邊祐子 | |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 千葉裕 | |
| | | | 学校教育部参事兼館岩少年自然の家所長 | 高後仁 | |
| | | | 健康教育課長 | 山本高弘 | |
| | | | 生涯学習振興課長 | 柳田正明 | |
| | | | 青少年宇宙科学館長 | 井出浩史 | |
| | | | 博物館長 | 青木文彦 | |
| | | | うらわ美術館副館長 | 森山日登美 | |
| | | | 管理課長 | 酒井雅之 | |
| | | | 北図書館長 | 長嶋寿 | |
| 6 | 会議録署名委員 | | 石田有世 | | |

7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について

大谷委員長 それでは、議案第75号から77号までにつきましては、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案第75号から77号までを、一括して説明いたします。
まず、議案第75号「さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について」及び第76号「さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、従来の「委員長」を廃して「教育長」に1本化するのに伴う改正でございます。大半の規則につきましては、経過措置を設けて改正済みであります。今回残りの規則について改正を行うものです。

それでは、議案書をお開きください。さいたま市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後になります。教育委員会規則等を公布するに際して、改正前は教育委員会の代表者として「委員長が署名押印する」と定めていたものを、「教育長が署名押印する」に改めるものでございます。施行日は新教育委員会制度が始まる6月28日とします。

続いて、さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の新旧対照表でございます。委員長職が無くなることに伴い、「委員長印」及び「委員長職務代理者印」を廃止するものです。施行日は同様に6月28日です。

最後に、議案第77号「市長と教育委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部を改正する協議について」ですが、これは「新教育長」の身分が完全な特別職となるため、予算の執行や契約締結などの市長の権限に属する事務の補助執行を行うことができなくなります。このため、現教育長が市長部局の局長と同じ権限で処理していた補助執行に係る事務を、副教育長に処理させるために改正の協議を市長に依頼するものです。

効力発効日は6月28日としていただく予定です。

大谷委員長 地教行法の改正があり、さいたま市はこれまで経過措置をとってききましたが、今回は改正された地教行法に沿った規則を定めようという解釈でよろしいでしょうか。

教育総務課長 はい、そのとおりです。重ねて説明いたしますと、今回の規則の改正につきましては、地教行法の改正に伴うものでございます。6月28日から新教育委員会制度が適用となり、委員長職が教育長職に一本

化されますので、署名押印の変更や公印の廃止を行います。

また、今までの教育長は二つの身分がありまして、教育長として常勤の「一般職」という身分と、教育委員として「特別職」の身分がありました。今までは常勤の「一般職」である教育長として、市長の権限に属する事務については、他局の局長が行っている事務を行うことができましたが、今回からは完全な常勤の「特別職」となり、今まで教育長が行ってきた事務ができなくなりますので、市長との協議を依頼するというところでございます。

大谷委員長 それでは、皆さんも御理解いただけたと思いますので、議案第75号から77号を一括して原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第75号から77号は原案のとおり可決されました。

傍聴の方に申し上げます。先ほど決まりましたとおり、ここからの審議につきましては、非公開となりますので、御退室ください。

<傍聴人退室>

議案第78号 さいたま市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第79号 さいたま市学校災害救済給付金審査委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第80号 さいたま市立教育研究所運営委員会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第81号 さいたま市社会教育委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第82号 さいたま市青少年宇宙科学館運営委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第83号 さいたま市博物館協議会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第84号 うらわ美術館協議会委員の委嘱及び任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第85号 さいたま市美術品等選考評価委員会委員の委嘱について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第86号 さいたま市図書館協議会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第87号 さいたま市立視聴覚ライブラリー運営委員会委員の任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第88号 赤城少年自然の家解体工事請負契約について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

報告第5号 さいたま市教職員の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

議案第89号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

大谷委員長

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午後4時35分